

【第1案】

飯田市議会における反問権の実施要綱（案）

（本会議に限定、質問時間に含める）

（目的）

第1条 この要綱は、飯田市議会の本会議における反問権の行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

→ (2) 反問の対象

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 反問権 議員の質疑又は質問に対し、その趣旨を明確にするため答弁者が議員に質問することをいう。

→ (4) 範囲

(2) 答弁者 本会議で議員の質疑又は質問に対し答弁を行う者をいう。とする。

（反問権の行使）

第3条 答弁者は、本会議において議長の許可を得て、反問権を行使することができる。

2 反問することができる答弁者は、もとの質疑及び質問に対して答弁すべき者に限るものとする。

→ (3) 行使できる者

3 答弁者は、反問権の行使の始めと終わりを明確にしなければならない。

4 質問において、反問権の行使に伴う答弁者の発言及び反問に対する議員の答弁は質問時間に含むものとする。

→ (5) 時間の扱い

4 反問は、同一の議員の、同一の議題に係る質疑又は質問について原則1回とする。ただし、議長等の許可を得たときは、この限りでない。

※他市議会では、「2回」、「3回」と定める事例もあり。

→ (6) 反問の回数

5 議長は、反問の内容が発言趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

→ (7) 議長等の裁量

（議員の責務）

第4条 議員は、答弁者の反問に基づく発言に対して誠実に対応しなければならない。

→ (8) 答弁義務

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

【第2案】

飯田市議会における反問権の実施要綱（案）（本会議及び委員会、質問時間から外す）

（目的）

第1条 この要綱は、飯田市議会の本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「本会議等」という。）における反問権の行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

→（2）反問の対象

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 反問権 議員の質疑又は質問に対し、趣旨又は根拠を確認するため、答弁者が議員に質問することをいう。

→（4）範囲

(2) 答弁者 議員の質疑又は質問に対して答弁を行う者で、市長その他執行機関の長及び委員並びにその委任又は嘱託を受けたもの（以下「市長等」という。）をいう。

→（3）行使できる者

（反問権の行使）

第3条 答弁者は、本会議等において議長又は委員長の許可を得て、反問権を行使することができる。

2 答弁者は、反問権の行使の始めと終わりを明確にしなければならない。

3 議長は、持ち時間制による質問において、答弁者が反問権を行使した場合にあっては、議事進行に支障がない範囲内において、別に必要な時間を確保するものとする。

→（5）時間の扱い

4 議案の質疑において、反問権の行使に伴う答弁者の発言及び議員の答弁は質疑の回数に含めないものとする。

→（6）反問の回数

5 議長又は委員長は、反問の内容が発言趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

→（7）議長等の裁量

（議員の責務）

第4条 議員は、答弁者の反問に基づく発言に対して誠実に対応するものとする。

→（8）答弁義務

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめ、これを議員及び市長等へ通知する。

→（8）その他の運用

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。